

学生協ニュース

No.21

東北大学学生生活協議会広報委員会

大学はバリケードによる授業妨害を容認しません

川内キャンパスの講義棟が封鎖されました

11月20日(月)午後、本学の学生や学外者とみられる数十名の者たちが、多数の本学教官の制止する言葉を見做して、川内北キャンパスの講義室のいくつかを占拠し、21日(火)未明にかけて**講義棟の出入り口全てにバリケード**を築き、封鎖を行いました。21日朝、多数の教官が、積み上げられた机といすを撤去するよう、授業を妨害しないよう求めました。この者達は不法に講義棟を占拠し続け、教官と授業に出席したい多数の学生が講義室に入ることを妨害し、延べ5700人の学ぶ権利が奪われました。

講義棟内の講義室を使用する3講時までの授業は行なうことができませんでしたが、午後になり関係職員により障害物が撤去され、**4講時以降は平常通り**に行なわれました。授業を受ける学生が冷静に対応し、けが人を出さなかったことは不幸中の幸いです。

授業妨害には他大学の学生が旗を掲げて参加した模様ですが、本学が全国組織のある政治団体の活動拠点となることが懸念されます。

ご承知のように本学では、事前に数回にわたり授業妨害をしないよう警告を出してまいりました。また、前日と当日には**多数の教官が現場に集まり、大学の意思を表明**しました。さらに当日早朝には登校途中の学生に文書を配布してこの異常事態へ冷静に対処するように呼びかけました。しかし態度と言葉による制止では、残念ながら大学の研究教育環境を維持できませんでした。大学はこの事態を深刻に捉え、あらためて、告示によって実行者に猛省を促しました。大学は今後も、バリケードによる講義棟占拠などの不法な行為を決して容認しません。

今回のバリケードによる授業妨害や講義棟占拠などの不法行為を実行した団体は、独立行政法人化反対やいわゆる「クラス決議」をその不法行為の口実として強調しておりました。学生諸君はそのことを冷静に心にとめてください。

独立行政法人化の問題と授業妨害は別

今回の授業妨害を実行した団体が問題としている国立大学の独立行政法人化については既に『学生協ニュース No.19』で説明した通りの現状です。今後も新たな情報を提供することにしていきます。**独立行政法人化問題は重要ですが、反対だからといって何をしても良いことにはなりません。**良識ある学生諸君は、授業妨害こそ、大学の使命である教育の環境を破壊すること以外に何物をも生み出さない行為であることを再度確認し、こうしたことが二度と繰り返されないよう行動して下さい。また、その実行団体が掲げている総長への要求は、もともと制度上でも、問題の性質上でも大学が応えられる筈のないものです。これは次のページで説明します。

学生から提出される要求書や質問状の取り扱いについて

最近、独立行政法人化をはじめ学内外の種々の問題について、総長宛てに要求書や質問状が出され、期限をつけて回答を求める事例が見られます。それらのうち、学生から出されたものについては、学生生活協議会又はその専門委員会が回答の必要性を含め検討することになっています。制度上、総長個人が直接回答することはありませんし、要求どおりの期限内に対応できるとは限りません。これは、11月13日付の掲示において明示したところです。

学生から提出される要求書や質問状の取り扱いについて

最近、本学の団体や個人から、総長宛てに要求書や質問状が出され、期限をつけて回答を求めるケースが見られます。それらのうち、学生から出されたものについては、学生生活協議会又はその専門委員会が回答の必要性を含め検討することになっております。制度上、総長個人が直接回答することはありませんし、学内で相当の審議を経た結果でなければ、東北大学を代表して答えることはありません。

また、仮に学生生活協議会が回答する場合でも、所定の審議が必要であるため、一方的に決められた回答期限には間に合わない場合があります。

学生諸君が要求書や質問状を提出する場合は、以上のことをご承知置きください。
平成12年11月13日

学生生活協議会

国立大学の独立行政法人化問題については、国立大学協会での検討が続いており、本学でも評議会の下に「独立行政法人化問題に関する検討委員会」を設置し、検討を進めています。このように学内で審議を進めている重要な問題に関して、総長が簡単に賛成・反対の発言をできるものではありません。

さらに、従来の学生部長が学生団体と会見を持つ場は、混乱した非理性的な脅迫の場になっていました。このことを踏まえると、独立行政法人化反対をとる学生の任意団体が主催する討論会で総長が説明をする環境にはありません。